



平成 29 年 5 月 12 日

各 位

会社名 株式会社 東邦銀行
代表者名 取締役頭取 北村 清士
(コード番号:8346、東証第一部)
問合せ先 常務取締役総合企画部長
兼総合管理部長 坂井 道夫
(TEL 024-523-3131)

単元株式数の変更および定款の一部変更に関するお知らせ

株式会社東邦銀行（頭取 北村 清士）は、平成 29 年 5 月 12 日開催の取締役会において、会社法第 195 条第 1 項の規定に基づき、単元株式数の変更および定款の一部変更について決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 単元株式数の変更について

(1) 変更の理由

当行株式の流動性向上および個人投資家の方々をはじめとする投資家層の拡大を図るため。

(2) 変更の内容

単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更する。

(3) 変更予定日

平成 29 年 8 月 1 日（火）

（ご参考）平成 29 年 8 月 1 日（火）をもって、東京証券取引所における売買単位も 100 株に変更されることとなります。

2. 定款の一部変更について

(1) 定款変更の理由

上記単元株式数の変更に伴うものであります。

(2) 定款変更の内容（下線は、変更部分を示します。）

変更前	変更後
(単元株式数) 第 8 条 当銀行の単元株式数は、 <u>1,000 株</u> とする。	(単元株式数) 第 8 条 当銀行の単元株式数は、 <u>100 株</u> とする。

(3) 変更予定日

平成 29 年 8 月 1 日（火）

3. 株主優待制度について

株主優待制度は、現在 1,000 株以上を保有する株主さまに対して実施しておりますが、単元株式数の変更後につきましても引き続き 1,000 株以上の基準を継続いたします。

以 上

【本件に関するお問い合わせ先】
総務部 総務課 本多、小野
TEL 024-523-3142